

2017年 社会保障の拡充を求める要望書の回答

1. だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 2018年度の都道府県化に合わせて保険税を引き下げてください。

① 一般財源からの繰入を行なってください。

2018年度の都道府県単位化の準備が進行し、県国保運営方針案では「決算目的の法定外繰入は行なわない」とし、保険税を大幅に引き上げる標準保険税案の考え方が示されています。現在でも法定外繰入を行なっているにもかかわらず「高すぎる保険税」であり、滞納世帯の大半は低所得者です。地方自治体では厳しい財政事情の状況にあることは昨年の要望書の回答で理解をしていますが、引き続き、一般会計法定外繰入を継続し、保険税を引き上げず、可能な限り引き下げる努力をお願いします。

【国保医療課・回答】

その他一般会計繰入金額の額が適正なものであるかについて、入間市国民健康保険運営協議会の審議と入間市議会の議決を経て、平成27年度に国保税率の改定をしました。市民の税負担の公平性を保つため、その他一般会計繰入金を増額することは考えられない状況です。

また、国の財政支援については、その動向を注視しており、今後も適正な国保税の賦課をしていきます。

なお、その他一般会計繰入金に対する財政措置等について、埼玉県国保協議会、市長会等を通じて国・県に要望等しています。

② 国庫負担の増額を国に要請して下さい。

国保の都道府県化が2015年2月の国と地方の協議で、国保へ3400億円の予算確保で合意した経緯があり、来年2018年4月から開始されます。この国と地方の協議の場では「協会けんぽ並の保険料(税)負担率まで引き下げるには1兆円が必要」との認識が地方の側から示されていました。国保は他の医療保険に加入できない高齢者、無職者などを多く抱えています。保険税を引き下げるには3400億円では足りません。1兆円の予算確保を国に要請して下さい。

【国保医療課・回答】

国保の財政基盤の充実強化に向けた実効性のある施策を講じるよう、埼玉県国保協議会、市長会等を通じて国・県に要望等しています。

③ 国の保険者支援金を活用してください。

消費税8%増税を財源とする保険者支援制度が実施されていますが、これを活用して国保税引き下げに活用してください。2016年度の実績と2017年度の見込み額を教えてください。

【国保医療課・回答】

保険者支援制度による財政支援については、市民の税負担の公平性を保つため、その他一般会計繰入金を減額するために活用しています。

2016年度実績 約2億2千7百万 2017年度見込み 約2億1千7百万

国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割 7 対 3 としてください。

地方税法では応能割と応益割の標準割合は 5 対 5 とされています。応益割負担を増やせば低所得層の負担が大きくなり、「軽減策」の効果がなくなる可能性があります。昨年の要望書の回答なかでも低所得者に配慮した 7 対 3 など応能割を高く設定している自治体が多数でした。しかし、「応能割を高くすると『中間所得層』に重くのしかかる。」という回答もありますが、国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割 7 対 3 とし、低所得者層に配慮した割合設定にしてください。

【国保医療課・回答】

入間市の平成 29 年度課税の応能割と応益割は、69.7 対 30.3 です。今年度も低所得世帯への配慮としての軽減拡大措置、高所得世帯に対しては、賦課限度額の引き上げを行い、中間所得世帯への配慮を実施しました。今後も、適切な国保税の賦課を行ってまいります。

⑤ 子育て世帯に国保税の軽減をしてください。

子育て世帯は、子どもに収入がないにもかかわらず、均等割負担があり国保税額が高額になります。子育て世帯を支援するために、子どもの均等割負担は除外するなどして負担を軽減してください。こうした軽減策を検討するとともに、国、県に対して軽減の支援を要請して下さい。

【国保医療課・回答】

子どもに対する均等割額の軽減策は設けていませんが、応益割（均等割・平等割）の割合を低く設定する配慮をしています。

(2) 減免・猶予規定(国保法 77 条)の周知・活用を図ってください。

国保税の減免された世帯は、2014 年度と 2015 年を比較すると約 300 世帯増えていますが、一昨年と昨年と同様に国保滞納世帯数の 1.6%にすぎません（2016 年社保協アンケート）。滞納世帯が 20%にのぼることを考えれば、減免制度が機能しているとはいえない状況です。来年の新国保制度の周知とあわせ、減免制度の広報を充実してください。

また、所得の激減世帯だけでなく、生活保護基準の概ね 1.5 倍未満にある低所得世帯も対象に含めた申請減免実施要綱をつくってください。低所得世帯に対する支援を拡充するため、法定軽減率をさらに引き上げてください。

【国保医療課・回答】

減免の周知については、市報、市公式ホームページ、納税通知書などで行っています。

申請減免要綱については、「入間市国民健康保険税減免事務取扱要領」により適切に減免事務を行っています。

(3) 国保税滞納による資産の差押えについて

① 国保税の滞納については、納得を基本に解決してください。

厚労省による収納対策強化によって、収納率が全国的に 6 年連続で上昇 2015 年度 91.45%に達しています。埼玉県内でも 0.55 ポイント上昇し 90%に到達しました。また差し押さえ件数も増加しています。こうした中で、「租税負担の公平性」を理由に徴税強化が行なわれ、滞納処分の厳しさに耐えられず、住民が自らの命を絶つ事態が報

道されております。

昨年の要望書の回答では、「国保税の滞納については原則差し押さえは行っていない」、「納税相談を行う」「自主納付にむけて何度となく納税のための交渉機会を設ける」などの回答がありました。今後も滞納者に寄り添った対応をお願いします。

生存権的財産まで差し押さえしないでください。また、営業が不可能になる資産の差し押さえや競売、法令無視の差し押さえしないでください。国保税が未納の住民に対しては、その経済状況などを個別につかみ、給与・年金、失業保険などの生計費相当額を差し押さえる強制徴収ではなく、公債権による徴収緩和などそれぞれの実態に合わせた対応をしてください。

また、民事再生手続きを裁判所に申し立てている住民の財産は差し押さえず相談に応じてください。

【国保医療課・回答】

電話催告や納期ごとの催告等により、きめ細かな納税勧奨を行っております。しかしながら、ご連絡をいただけない場合や納付のお約束が守られない方には、税の公平性確保の観点から厳正、的確に対処しております。

② 2016年度の納税緩和の申請件数と適用件数を教えてください。

地方税法 15 条にもとづく 2016 年度の納税緩和(徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止)の申請件数と適用件数を教えてください。

【国保医療課・回答】

徴収猶予：申請 1 件（うち適用 1 件）

換価猶予：申請 0 件（うち適用 0 件）

滞納処分の停止：適用 9 6 件

(4) すべての被保険者に正規の保険証が交付されるようにしてください。

2017 年度のアンケートでは資格証明書の発行がゼロの前年より 3 自治体増え 26(41%)、10 件未満はゼロも含めて前年より 1 自治体減少し 40(63.5%)となりつていきます。資格証明書が発行されると全額自己負担となることから、受診抑制、手遅れ受診につながります。安心して医療が受けられるよう、すべての被保険者に正規の保険証を発行してください。

【国保医療課・回答】

国民健康保険法および政令では、納期限から 1 年を超えて国保税の滞納が続いた場合は「資格証明書を交付する」と規定されています。「交付することができる」等と規定されているものではないため、一律に発行をやめることはできません。

入間市では、短期証・資格証基準および短期証・資格証交付要領により適切な事務を行っています。

(5) 窓口負担の減額・免除について

① 患者の一部負担金の減免規定(国保法 44 条)の活用をすすめて下さい。

国保税など税の滞納者であっても、病気の治療が中断される事があるとのちに関わります。国保課以外でも滞納に係わる相談の際には、疾病の有無を確認し、治療を継続するための援助を行なう態勢を整えて下さい。

被災や非自発的失業などによって所得が激減した世帯だけでなく、生活保護基準の概ね 1.5 倍未満にある低所得世帯も減免対象に含めた条例をつくってください。現在、

生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、これを引き上げて下さい。

【国保医療課・回答】

一部負担金の減免については、入間市国民健康保険に関する規則第13条第1項で規定しています。減免をする対象者の基準としては、火災、風水害、震災などの重大な損害を受けた場合や生活困窮者で世帯所得が生活保護基準に準ずる場合とし、個々の生活実態等の状況に応じた対応をしています。一律の基準を設けて判断することは難しいため、個々の生活実態等の状況で判断します。

② 一部負担金の減免制度を利用しやすく、広く周知してください。

減免制度を容易に申込できるように、申請書類を整えて下さい。

申請書類を管内医療機関に配布し、医療機関で直接申し込めるようにしてください。

国保税の通知や新国保制度の広報などの機会を利用して、減免制度が正しく活用できるよう、広く周知してください。

【国保医療課・回答】

一部負担金の減免制度については、広報いるま、市公式ホームページに掲載しているほか、入間市民便利帳「いるまにあ」、国保納税通知書と同封する小冊子や被保険者証送付時の案内にも掲載し、周知しています。

減免の申請に当たっては、規則に基づいて個々の生活実態等の状況を把握する必要があるため、医療機関で直接申し込むのは難しいと考えます。

(6) 新国保制度にあたり、住民の声が反映する国保運営を行なってください。

① 市町村の運営協議会を存続させてください。

2018年度の都道府県化に伴い県に「国保運営協議会」が設置されますが、引き続き、市町村の運営協議会も存続させ、被保険者など住民の意見も反映させてください。

【国保医療課・回答】

国保の広域化に伴い、都道府県に国保運営協議会が設置されますが、市町村の国保運営協議会がなくなるわけではありません。

② 国保運営協議会の委員を広く公募してください。

国保運営協議会の委員を「公募」している自治体は、2016年度23自治体と3つ増えました。また、「公募を検討する」とした自治体は12こちらも1つ増え住民の参加が広がってきています。引き続き、国保運営協議会の委員の公募と医療関係者や有識者だけでなく、被保険者など住民から広く公募してください。

【国保医療課・回答】

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令に基づき、市条例で次のとおり規定し、委員の委嘱をしています。また、被保険者を代表する委員については、国保事業の適正かつ円滑な運営に十分な理解と熱意を有し、広く情報の収集・発信ができる人物であることを考慮して選任しています。公募については、検討しています。

- 1 被保険者を代表する委員 5人
- 2 保険医又は保健薬剤師を代表する委員 5人
- 3 公益を代表する委員 5人
- 4 被用者保険等被保険者を代表する委員 3人

③ 国保運営協議会の議事録を公開して下さい。

国保運営協議会は昨年から4つ増え41自治体で傍聴や議事録などで公開されています。引き続き公開し住民の意見を反映させる場にしてください。非公開の自治体は公開してください。

【国保医療課・回答】

国保運営協議会は公開しており、傍聴することができます。また、議事録についても、市公式ホームページにおいて公開しています。

(7) 保健予防活動について

① 特定健康診査の本人負担をなくし、診査の項目を拡充して下さい。

特定健診に自己負担がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにしてください。また健診項目や内容の改善を重ね、早期発見・早期治療につなげてください。

【健康管理課・回答】

特定健診は、自己負担はありません。1年に1回受診できます。

当市は、健診項目も内容も他市より追加して行っております。早期発見・早期治療につなげています。

② ガン検診を受診しやすくしてください。

ガン検診の自己負担額がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにして下さい。特定健診との同時受診ができるようにして下さい。また集団健診方式の場合は、個別健診もすすめて下さい。

【健康管理課・回答】

ほとんどのがん検診は、本人負担はありませんが、胃がん検診（16才から29才の方、前立腺がん検診（50才以上の男性）については、ご負担があります。特定健診との同時受診は、できません。集団検診は、予約が早く埋まりますので個別健診もすすめております。

③ 健康寿命が向上するように、住民参加の健康づくりをすすめてください。

保健師と住民が一緒になって、健康寿命をのばす体制をつくり、健康づくりに取り組んでください。保健師を増員してください。

【健康管理課・回答】

入間市では住民が自ら主体的に健康づくりに取り組めるよう生活習慣病などの健康に関する教室を広く開催しております。

また、各団体、グループからの要請に応じ保健師、管理栄養士、健康運動指導士、精神保健福祉士等が各地区公民館や学校、集会場等において健康講座を実施しております。

今年度より、地域保健課の保健師は、地区担当制をとることで、より地域に密着した活動を推進し、住民が生活習慣病予防等、健康に関する正しい情報が得られるよう支援してまいります。

地域保健課では、市内各地区において健康づくりの中心となり活動する「健康づくりボランティア」を養成しており、健康づくりボランティアが主体となり、地区の特徴に合わせた健康づくり活動が推進できるよう支援をしております。

2. 後期高齢者医療について

(1) 長寿・健康増進事業を拡充してください。

健康教育・健康相談事業、健康に関するリーフレット提供、スポーツクラブや保養施設等の利用助成を拡充してください。

特定健診及び人間ドック、歯科健診は無料で年間を通じて実施してください。周知徹底と受診率の向上を図って下さい。

【国保医療課・回答】

- ・保養施設の利用助成については、広域連合の補助金の動向により継続を判断する。
- ・歯科健診については、今年度、広域連合で後期高齢者医療歯科健康診査事業を7月～1月まで無料で実施する。周知は個人通知で対象者へお知らせする。

(2) 所得がなくても安心して医療が受けられるようにしてください。

資格証明書や短期保険証を発行しないでください。高齢者では受診抑制や手遅れ受診は、いのちに直結します。低所得者や滞納世帯への対応では、健康状態や受診の有無を把握し、安心して医療が受けられるよう支援してください。

【国保医療課・回答】

- ・資格証明書は発行しない。
- ・短期被保険者証の交付は、電話、訪問等により連絡が取れなく約束を守らない未納者の納付相談の機会として生活状況を把握するために実施する。
- ・低所得者への対応は納付相談により判断する。

2. だれもが安心して介護サービスを受けられるために

1. 訪問・通所介護の地域支援事業は、現行相当サービスを確保してください。

また、移行した事業における利用者の実態調査を実施してください。

要支援と認定された方に対する訪問・通所の介護サービスについて、2017年以前に移行した自治体では、事業の実施状況（事業の運営者、事業の内容、利用者数、利用者負担の基準）を教えてください。移行した事業で工夫している点、課題と考えている点を教えてください。

2017年度から移行する自治体では、4月以降に実施される事業の運営者、事業内容、予想される利用者数、利用者負担の基準について教えてください。移行するうえで工夫した点、課題として考えている点を教えてください。

なお、事業の運営主体は現行指定事業者としてください。

【介護保険課・回答】

人間市では、平成28年3月に新しい総合事業に移行しました。訪問型サービスは、現行相当サービス、緩和した基準のサービス、住民主体によるサービスを実施しています。通所型サービスでは、現行相当サービス、住民主体によるサービスを実施しています。

訪問型サービスの事業の運営者は、現行相当、緩和した基準のサービスは指定事業所、住民主体によるサービスは住民ボランティアになります。事業の内容は、現行相当は今までの介護予防給付で実施していた内容になります。緩和した基準のサービスは生活援助のみ、住民主体によるサービスは継続的な支援ではなく単発的な支援が必要な方を対象に考えています。利用件数は、292件（平成29年2月分）です。利用者負担は基本1割です。

通所型サービスの事業の運営者は、現行相当は指定事業所、住民主体によるサービ

スは住民ボランティアになります。内容は、現行相当は今までの介護予防給付で実施していた内容になります。住民主体によるサービスはボランティアが見守る通いの場としています。利用件数は、550件（平成29年2月分）です。利用者負担は基本1割です。

2. 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の計画と体制をとってください。

高齢者人口の増加に伴いますます介護予防事業が重視される場所ですが、地域支援事業・介護予防事業として重視している事業を教えてください。

なかでも認知症に対する住民の理解が必要と考えますが、住民への理解促進を図る手立てを教えてください。

【介護保険課・回答】

入間市が介護予防事業（講座）の計画を立て、事業（講座）を実施しています。運動器の機能向上、口腔機能の向上、認知機能の向上等の講座を実施するにあたり、より専門的な団体や事業所が講座を実施したほうが、効果があると判断できるものは団体等に業務委託を行っています。市職員（健康運動指導士）が講師を務めて、日常生活活動における運動量の増加と運動の動機付けを図るための介護予防教室を開催しています。

認知症予防としては、複数の介護予防事業で認知症予防に関する講座を取り入れて実施しています。住民の理解を促すために認知症地域支援推進員を中心に認知症サポーター養成講座を開催しています。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援を行ってください。

定期巡回24時間サービスは、対応できるスタッフの確保や、採算が厳しい状況がいわれています。定期巡回・随時対応サービス実施状況を昨年の回答時と比較した課題、今後、サービス提供事業者と利用者が増える可能性について見通しを教えてください。

また、県と医師会は在宅医療連携拠点を県内30カ所に開設しましたが、当該地域での医療との連携では、どのような課題があるのか教えてください。

【介護保険課・回答】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、前期から引き続き毎年募集をしていますが応募がない状況です。整備するための対策を検討する必要があると思われます。

入間市では、昨年度、在宅医療支援センターが設置されました。在宅医療支援センターでは、住み慣れた地域で安心して在宅医療が受けられるよう、本人や家族、関係者からの在宅医療や療養に関する相談を受け付けていますが、まだ相談件数が少ない状況であるため、まずは関係機関等への周知が必要であると考えています。在宅医療と介護連携の拠点として、高齢者の在宅生活を支えていきたいと考えています。

【高齢者支援課・回答】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、前回高齢者保健福祉計画においても募集しましたが応募がない状況でした。今回計画においても平成27年と28年に募集しましたが応募がありませんでした。他市の募集方法を参考にしながら整備に向け研究していきます。

4. 特別養護老人ホームを大幅に増設してください。

特別養護老人ホーム利用待機者を解消するため、計画的に増設してください。

特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上としたことから、すべての入所希望者の入所を確保するよう、施設整備をしてください。

また、平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【介護保険課・回答】

第6期介護保険事業計画において、特別養護老人ホーム1施設定員100床の新設を予定しています。また、既設の特別養護老人ホームの建替えに合わせ、10床の増床を予定しています。

要介護2以下の方の特例入所に関しては、施設に対し市に意見を求めていただくよう依頼をしています。

【高齢者支援課・回答】

今期は、特別養護老人ホーム新設1施設定員100床、また、既設の特別養護老人ホームの建替えに合わせ、10床の増床も予定し、開設に向け工事中です。

5. 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善を行うよう国に要請するとともに、独自の施策を講じてください。

介護労働者の平均月収は他産業と比べてきわめて低く、離職率も高い職種となっています。募集をしても応募者がなく、事業運営に支障をきたす事態も発生しています。介護報酬加算による処遇改善ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善をするよう国に要請してください。

また保育士確保の諸制度施策が自治体の努力で実現しています。介護労働者の定着率向上のため、県と連携や独自施策などにより対策を講じてください。

【介護保険課・回答】

国に対して機会がある都度に処遇改善・制度充実をもとめます。

【高齢者支援課・回答】

国に対して機会がある都度に処遇改善・制度充実をもとめます。

6. 要介護1、2の認定者の介護保険制度利用の制限が検討されるなど、さらなる介護保険給付の削減縮小をしないよう国に要請してください。

要支援1、2の方の訪問・通所サービスの介護保険制度からの排除に続き、要介護1、2の認定者の介護保険制度利用に制限を加える制度改定の検討が行われています。要介護1、2の認定者への介護保険制度の制限を加えないよう国に要請してください。また、福祉用具の貸与の制限の検討がおこなわれるなど、給付制限をこれ以上広げないでください。

また、介護保険料の2割負担や補足給付の実施による介護保険制度の利用控えなどがおきています。さらなる負担増が発生しないよう国に要望してください。

【回答】

【介護保険課・回答】

機会をとらえ、状況をみながら要請を行っていきます。

7. 地域包括支援センターの職員を増員し、機能を強化してください。

地域包括支援センターについては、地域支援事業など取り組む事業がふくらむなか、その役割の発揮が期待されるところです。住民にとって拠り所となる「地域包括支援センター」となるよう、職員を増員し適正に配置するとともに、機能強化を図ってください。なかでも、医療と介護の連携における地域包括支援センターの役割はどのように位置づけていくか教えてください。また、地域医療介護総合確保基金をどのように活用しているのか教えてください。

【回答】

【介護保険課・回答】

地域の利便性を考慮し、公共施設に移設を図るとともに、相談体制の充実に努めます。人員に関しては社会福祉士、保健師又は看護師、主任介護支援専門員の3職種のほか介護支援専門員などを揃えサービス提供にあたります。包括的支援事業を実施するために、介護サービスをはじめ、地域の保健・福祉・医療サービス・ボランティア活動などの様々な社会資源が有機的に連携することができるような環境整備をおこないます。

在宅医療・介護連携推進事業での地域包括支援センターの役割は、市民や医療機関、介護事業者等から在宅療養に関する相談を受け付け、医療機関や介護事業の情報を提供するとともに、「人間地区医師会立在宅医療支援センター」等、必要な関係機関との調整を行うこととしています。また、退院等に伴い新たに在宅療養を開始する場合も同様に調整を行うことにしています。

地域医療介護総合確保基金については、県の在宅医療提供体制充実支援事業を利用し、「往診医登録制度・患者情報の共有」、「在宅療養支援ベッド確保事業」に費用に充てています。

8. 介護保険料、利用料の減免制度の拡充を行ってください。

高齢化が進行し低所得の高齢者も増えており、介護保険料の滞納者や利用したくても利用できない人が増えています。住民税非課税世帯については、市町村の単独支援として利用料の減免制度を拡充してください。

生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、その基準を引き上げてください。

すでに利用料の所得による2割負担化が実施されており、経済的理由で必要介護サービスを抑制することが懸念されます。利用料の1割から2割への変更では、どのような対応をおこない、利用者からの意見が上がっているか教えてください。

【介護保険課・回答】

保険料について、本市においては、所得に応じて12段階の保険料設定としています。介護保険の制度においては、減免分の財源は他の方の保険料で賄うことになり、減免制度を拡充することは全体の保険料を引き上げる要因となります。生活困窮されている方については、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。

利用料減免については、申請があった場合には個別に調査を行い、実情に応じた対応をしています。

市独自事業として住民税非課等の要件のもと、在宅サービスに関する自己負担分を1/4ないし、1/2軽減する事業を行っています。

【高齢者支援課・回答】

市独自事業として市民税非課等の要件のもと、在宅サービスに関する自己負担分を1/4ないし、1/2軽減する事業を行っています。

9. 第7期事業計画の策定にあたり、介護保険料を引き下げてください。

第7期の介護保険料は、財政安定化基金や介護保険給付費準備基金を取り崩して引き下げてください。応能負担の原則にもとづき、保険料の上限を引き上げ、低・中所得者の保険料を引き下げてください。

財政安定化基金や介護給付費準備金は、年度末にどの程度が見込まれるのか教えてください。

第7期介護保険事業計画策定にあたって、実態調査や意向調査がおこなわれていることと思いますが、調査結果のおもな特徴を教えてください。

第6期介護保険事業計画2年目である平成28年度の給付総額と被保険者数について、見込みどおり推移しているか教えてください。

【介護保険課・回答】

第7期介護保険料の算定に当たっては、サービス供給量を見込み給付額を算定し決定していくこととなりますが、介護給付費準備基金を取り崩し充当することで保険料の上昇を抑制するよう検討していきます。

介護給付費準備基金については、平成28年度末で937,932千円となっています。

※ 平成28年度の実績

給付総額	7,639,967千円（計画時推計値 8,671,951千円）
第1号被保険者数（10月1日現在）	39,354人（計画時推計値 38,673人）

【高齢者支援課・回答】

<第7期介護保険事業計画策定にあたっての実態調査のおもな結果>

- ・施設入所の検討は、90歳まで検討なしが多い
- ・訪問診療の利用は、全体的に少ない傾向
- ・家族・友人以外の相談相手がいない人が多い

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者差別解消法の推進へ、障害者差別解消地域支援協議会を設置し、差別解消に向けた具体的な推進策を展開してください。

障害者差別解消法の推進のために、障害者差別解消地域支援協議会の設置とともに、単なる啓発に終わることなく、具体的な推進策をすすめてください。具体的な推進策として、例えば、行政と住民が一体となって、共生社会をイメージして取り組める「バリアフリーのまちづくり点検活動」を展開してください。

【障害者支援課・回答】

障害者差別解消法の推進についてですが、平成28年4月の障害者差別解消法の施行に伴い、①「職員対応要領」、②「障害のある方への配慮マニュアル」を策定し全職員へ周知、③障害者差別解消相談窓口を障害者支援課内に設置しております。また、④障害者差別解消支援地域協議会についても「入間市障害者自立支援協議会」に同様の機能を付加しており設置済みとなっております。

共生社会の実現に向けた具体的な啓発活動や差別解消に向けた取り組み(事例検討や地域課題の抽出等)を実施していきたいと考えております。

2. ショートステイをはじめ地域生活の基盤整備をすすめてください。

資源不足の中で、老障介護の実態を直視し、障害者・家族が孤立しないで地域で安心して暮らし続けられるよう、自治体内にホームヘルパー等、専門性を重視した人材確保や緊急時のショートステイなど、障害福祉サービスの総合的な拡充を図ってください。なお、自治体内のショートステイの整備状況(か所数とベット数)と、他の市町村のショートステイを利用している実人数(延べ人数でなく)を教えてください。

【障害者支援課・回答】

市内に障害福祉サービス等の事業所や施設を開設する事業者には、相談対応や市役所内の関係部署との調整、事務手続きに必要な書類の準備等を行うなどの支援をしています。今後も開設事業者と情報交換を行いながら、障害福祉サービスの拡充に努めていきます。

また、既設の事業者とも連携を図り、地域生活の基盤整備を進めてまいります。

さらには、相談支援事業所と情報交換、情報共有等を行い、緊急時の利用に関する情報提供ができるよう努めてまいります。

市内のショートステイは2か所で、大樹の里(8床)、大樹館(6床)となっています。また、他の市町村のショートステイを利用している実人数は、65名となっています。

3. 地域活動支援センターⅢ型事業(①旧心身障害者地域デイケア型、②旧精神障害者小規模作業所型)の運営改善と単独補助を行なってください。

障害者自立支援法施行に伴い、県単作業所事業から移行した地域活動支援センターⅢ型ですが、元々、財政基盤が弱く、補助金の平均が旧心身障害者地域デイケア型で約1,600万円、というレベルです。旧精神障害者小規模作業所型はさらに低く平均約880万円で、未だに障害間格差があります。職員の配置と労働条件や利用者の処遇の改善とともに、安定運営へ特別の補助を講じてください。また、①、②ごとに、他市町村の地域活動支援センターを利用している実人数(延べ人数でなく)を教えてください。

【障害者支援課・回答】

本市では、県の補助金交付要綱に準じ、補助金を交付しており、県補助金交付対象外となる地域活動支援センターも含め、全6か所の地域活動支援センターに補助金を交付しています。また、市独自の加算項目もあり、地域活動支援センターの安定運営を支援しています。また、利用者についても月15日以上通所された方に奨励金(2,000円/月)を支給しております。

地域活動支援センターを利用している実人数は、①は59名、②は37名となっています。

4. 県単事業の障害者生活サポート事業を実施・拡充してください。

利用者にとって利便性が優れている県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村も実施してください。実施市町村は利用時間の拡大をめざすとともに、成人障害者への軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。また市町村が事業を拡充しやすくなるよう、県に補助増額や低所得者も利用できるような負担の応能化を働きかけてください。

【障害者支援課・回答】

入間市では、市内に住所を有する心身障害者を対象として、年齢制限なく、一年度につき最大で150時間を限度として、生活サポート事業によるサービスを提供しております。

市の独自助成としては、市内事業所への建物借上料補助や、1時間あたり600円を超える自己負担分を補助することにより、利用者負担の軽減を図っています。

利用時間の拡大や低所得者の負担の応能化等更なる利用者負担の軽減策につきましては、埼玉県の動向を踏まえ検討してまいります。

5. 障害者自立支援協議会を強化するとともに、入所待機者の解消のため、暮らしの場を整備してください。

- (1) 障害者自立支援協議会を強化し、活性化を図ってください。障害者、家族の生活実態を把握するとともに、各障害者施策へのモニタリング機能を高め、課題の解決へ、結果を支援計画に反映させてください。

【障害者支援課・回答】

当市では、平成28年10月より、入間市基幹相談支援センターを開設し、障害者自立支援協議会の事務局として地域生活支援部会、こども部会に参加し、部会開催に関わる連絡調整、議事録の作成を行っています。今後は、地域の地域課題の抽出を基幹相談支援センター行い、障害者自立支援協議会が事例検討を行う等協力して、地域の相談支援体制の強化を図ってまいります。

- (2) 入所支援施設待機者が県内で1400人～1500人とも言われ圧倒的に不足しています。それに加えて、地域では明日をも知れない老障介護50歳以上の障害者を80歳以上の母親が介護している等、潜在的待機者の存在は待ったなしです。

現状では、圏域外や遠く県外施設に依存せざるを得ない一方で、地域移行の目玉と称されるグループホームも同様に圏域外や県外に依存している実態があり、都市部ほど顕著です。住み慣れた地域での生活保障は拠点となる入所支援施設等の整備が決定的であり次期の支援計画に反映させてください。町村においては、近隣市町村との連携も含め、障害者の暮らしの場の整備を検討してください。

【障害者支援課・回答】

入間市では、ただ今、平成30年から平成32年の第5期「入間市障害者福祉プラン」を策定しているところです。

その中で基本方針、重点課題を定めるとともに、プランの第3部以降の「入間市障害福祉計画」において、施設入所やグループホームといった居住系サービス（住まいの確保）についても具体的な目標値や各サービスの見込量等を定めて、居住支援サービスの充実にを図っていきたいと考えています。

本市では、施設入所について障害者相談支援センターりぼん等と連携することにより待機者の解消に努めています。また、入所施設・グループホーム等の施設整備を行う社会福祉法人に対し、入間市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例及び施行規則に基づき補助金の支出を行うことにより、設置法人の負担軽減を図り、施設整備を促進しています。補助基準及び補助率は、国の基準による設置者（法人）負担額の2分の1以内です。このような施設整備補助については、国庫補助事業であることから、単独補助を講じる視点では無く、活用できる補助金等を漏れなく活用し、設置者

負担の軽減に向けて取り組んでいく考えです。

市街化調整区域への施設設置については、その必要性や妥当性などが認められる場合は、必要に応じて関係部署との協議・調整等を行っていきます。

6. 65歳になった障害者に対して、介護保険制度優先原則を機械的に押しつけないでください。

65歳以上になった障害者に、本人のニーズを無視した介護保険制度への移行を強制しないでください。特にそれまで利用してきた地域活動支援センターや移動支援、グループホーム等、障害福祉サービスは継続する等、両制度の違いを認識し、それまで利用してきた制度を継続する等、利用者本位に対応してください。また、介護保険制度の優先原則とは関係のない障害者施策まで、65歳を根拠に年齢による利用制限等、市町村独自の差別を持ち込まないでください。また、介護保険制度の優先原則とは関係のない他の障害者施策に対して、65歳を根拠に利用制限等、差別（ローカルルール）を持ち込まないでください。

【障害者支援課・回答】

障害者についても、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、原則として介護保険の被保険者となります。よって65歳を待たずに介護保険給付の対象となる事もあります。介護保険給付と障害者総合支援法に基づく自立支援給付が何れも受けられる場合には、ご指摘のとおり介護保険給付が優先される事となります。しかし、介護保険給付だけでは必要なサービスが受けられない場合には、介護保険を補完する形で総合支援法の介護サービスを提供する事があります。また補装具については、障害者本人の状況に合わせて判定されたものが、介護保険で支給されなければ総合支援法に基づく給付がされる場合があります。この様に現状としては、介護保険が優先されていますが、連携して障害者の支援を行っている状況もございますのでご理解ください。

利用料の負担については、介護保険と総合支援法に基づく考え方が異なっていると思われるので、利用したサービスの内容により定められたご負担をお願いしておりますのでご理解ください。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が今年の国会において可決され、「65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける」とされました。（平成30年4月1日施行）

7. 重度障害者への福祉医療制度を拡充してください。

重度心身障害者医療費助成制度について、償還払いの市町村は、障害者の財政状況や手続き等の不便さを勘案し、窓口払いのない現物給付方式に改めてください。また、現物給付の市町村は、近隣市町村と調整し、現物給付の広域化をすすめとともに全県現物給付化を県に働きかけてください。あわせて精神障害者1級の急性期入院の対象化と、2級まで助成対象とするよう県に働きかけてください。

【障害者支援課・回答】

重度心身障害者医療費の給付方法につきましては、平成29年10月から市内医療機関診療分の現物給付実施を予定しております。現物給付の広域化につきましては、

近隣市の動向を注視しながら研究してまいります。

重度心身障害者医療費につきましては、県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に合わせ、助成しております。精神障害者1級の急性期入院の対象化、精神障害者2級までの対象者の拡大につきましては、県・近隣市等の動向を踏まえながら、今後の課題として検討してまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【保育幼稚園課・回答】

平成29年4月1日時点 入所未定児童 125人、内待機児童 27人

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

待機児童解消のための対策は、公立保育所・認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。また、国へ保育所等整備交付金の増額を要望してください。地域型保育施設への運営費補助を増額してください。

【保育幼稚園課・回答】

- ・公立保育所・認可保育所を増設については、現時点では計画はございません。今後も「子ども・子育て支援事業計画」に基づき対応していく予定です。
- ・現時点で、認可外保育施設の認可化に対する施設整備事業費はございません。
- ・国への保育所等整備交付金の増額の要望につきましては、近隣自治体と協議しながら対応していきたいと考えます。
- ・地域型保育施設への運営費補助につきましては、増額の予定はございません。

2. 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

保育所を増やすためにも保育士の確保が必要です。自治体の努力で、独自に10000円の補助を給与に付加しているところもあります。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善をお願いします。

【保育幼稚園課・回答】

- ・処遇改善については、人事院勧告に基づき、公立保育所は給与改定を行い、民間保育施設は運営費の改定により改善が図られています。
- ・自治体独自の保育士の処遇改善については、近隣の状況も踏まえ、研究していきます。

3. 保育料を軽減してください。

国が定めている基準以下に保育料を軽減して下さい。多子世帯の保育料軽減を拡充して下さい。

【保育幼稚園課・回答】

- ・利用者負担額は、国が示した徴収上限を大きく下回っています。
- ・多子世帯の保育料の軽減の拡充については、近隣の状況も踏まえ、研究していきます。

4. 児童の処遇の低下や格差が生じないように、保育の公的責任をはたしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。

保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援をしてください。幼保連携型認定こども園へ移行しないでください。

【保育幼稚園課・回答】

- ・保育や子育て支援に後退のないよう、既存の認可保育施設と調整を図りながら対応していきます。
- ・幼保連携型認定こども園への移行の推進については、現時点では計画はしておりません。

【学童】

5. 学童保育を必要とする子どもたちが入所できるように施設を整備してください。

学童保育を必要とする児童・家庭が入所できるように、施設整備をはかってください。安全・安心な場を保障するために、大規模クラブの分離・分割をすすめてください。

【青少年課・回答】

- ・平成 28 年度に金子小学校敷地内に金子第二学童保育室を整備しました。
- ・平成 29 年度には藤沢南学童保育室を改築し、新たに、藤沢南第二学童保育室の創設を予定しています。
- ・学童保育室の大規模改修時には 1 支援ごとに区画を設け、分離・分割を進めるよう努めます。

6. 学童保育指導員の処遇を改善してください。

児童クラブの指導員（支援員）の処遇を抜本的に改善し、増員して下さい。

厚生労働省の「放課後指導支援員等処遇改善等事業」を活用してください。

また、新たに予算化された「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」についても活用を進めて下さい。

【青少年課・回答】

- ・処遇については、平成 29 年 4 月より支援員の基本給を一律に増額しました。
- ・今後の支援員の処遇の改善、増員については、継続して関係部署と協議します。
- ・「放課後指導支援員等処遇改善等事業」の活用については、開所時間が 18 時 30 分を超えて開所していることが要件となります。当市においては、開所時間を 18 時 30 分までとしています。開所時間の延長を実施した場合には、職員体制に影響が生じるため活用については慎重に検討したいと思っております。
- ・「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」についても、活用について検討したいと思っております。

7. トイレや空調設備など学校や学童保育の環境整備をはかってください。

安全が確保され、心身ともに健やかな成長がはかれるように、学校内や学童保育の児童が利用するトイレや空調などの環境整備を、引きつづき行なってください。

【青少年課・回答】

- ・全 19 学童保育室のうち、7 か所は男女別トイレを設置していますが、男女共用となっている残りの保育室のトイレについては、施設の更新や大規模改修時とあわせて調整していきます。
- ・空調設備については、全 19 学童保育室に整備されています。

【子ども医療費助成】

8. 子ども医療費助成制度の対象を「18 歳年度末」まで拡大してください。

子ども医療費の無料化を「18 歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行っていない場合は、実施を検討して下さい。

国は子どもの医療助成の所謂ペナルティである国保の国庫負担減額調整を 2018 年度から一部廃止する方針です。本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、他県が行なっているように埼玉県も中学 3 年まで埼玉県が助成すべきです。国や県への要請を行なってください。

【こども支援課・回答】

当市では、中学卒業まで無料化しています。

対象年齢を 18 歳年度末までに拡大することにつきましては、厳しい財政状況から現時点での実施は困難であり、国、県が実施すべき医療・福祉行政の一環として統一的な福祉医療費助成制度を実施することについて、埼玉県市長会等を通じ、国・県に対し要望していくとともに、医療費の動向を見守りながら、今後の課題として子育て支援策全体の中で総合的に判断して参りたいと存じます。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 行政のすべての部門で、生活に困窮した市民が来所した場合に、生活保護制度につながるようにしてください。

国保税の滞納など生活に困窮した方が国保課などに来所した場合に、生活保護の制度の利用につながるようにしてください。

生活保護の受給をためらうことでのちに關わる事件が起こらないように、制度紹介のパンフレットを発行し、申請書とともに自治体の窓口置き、制度の正しい説明を広く住民に知らせてください。

【生活支援課・回答】

福祉部内はもとより、こども支援部、健康推進部、市民生活部、上下水道部等において、住民の方が相談等のため市役所に来ていただいた場合又は職員が家庭訪問等で生活の相談を受けた場合には、その相談内容に応じて、生活保護の制度の利用につながる情報の提供をしております。

また、生活支援課では、支援を必要とする人には、確実に保護を行うことを基本的な考え方として、面接相談や保護申請手続きを実施しているところであります。

「申請書」及び「保護のしおり」は、受付カウンターに設置しており、相談者には、「保護のしおり」等を活用し、生活保護制度について分かり易く説明するとともに、家賃、水道・電気代等のライフラインに係る滞納状況等、急迫性や困窮状況についての確認に努めており、相談者からの申請意思が表明された場合は、速やかに申請書の

交付を行い、申請手続きの助言等を行っております。

当市では、今後も、生活保護法に基づき、支援を必要とする人には、確実に保護を実施していく所存であります。

2. 「一括同意書」や資産申告書や通帳提出の強要はやめてください。

申請時の一括同意書はやめてください。

資産報告については通帳コピーを強要せず、残金報告だけにしてください。

【生活支援課・回答】

国からは、同意書の徴収を行うこと、資産（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）申告書は少なくとも12ヶ月毎に徴収すること、また、保護の申請書、資産申告書及び収入（稼働収入、年金等）申告書の内容は、挙証資料等に基づき十分な審査を行うよう指導されています。これに従わない場合は、監査時に指摘を受け改善命令が下されるのが実情です。

なお、資産申告につきましては、保護申請時に本人のご了解を得られた場合のみ、通帳のコピーを提出していただくことがあります。保護開始後は、原則的には求めることはありませんが、必要に応じて、本人のご了解を得て提出していただくことがあります。

3. 受給開始前の国保税等の滞納処分は執行停止してください。

生活保護受給前の国保税等については、「最低生活費に課税しない」とする生活保護法の趣旨に反することであり、督促することなく執行停止をするなど徴収はしないでください。

【収税課・回答】

課税については収税課の範囲ではありませんが、課税の出たのものについては、きめ細かな納税勧奨を行っていきます。また、生活保護が決定しましたものについては、執行停止をしています。

4. 生活保護基準の引き上げを国に要請して下さい。

消費税率の引き上げ後、食料費、光熱費等が高騰しています。生活保護受給世帯の暮らしが圧迫され、健康で文化的な暮らしができなくなっています。

保護基準や期末一時扶助額などの大幅な引き上げを国に要請してください。

【生活支援課・回答】

生活保護制度を適切に運営するためには、社会経済情勢を踏まえた国の総合的な政策が重要です。国の責任において、給付の適正化に資する種々の方策を推進する必要があると考えておりますが、国に要請書等を提出する予定はありませんので、ご理解いただきたいと存じます。

5. ケースワーカーを厚労省の標準数まで増やして下さい。

ケースワーカーは少なくとも厚労省が示す標準数まで増やしてください。また、資格をもつ専門職の人やベテランの職員を配置して、親切、丁寧な対応ができるようにしてください。安易な警察官OBの配置や、申請時の相談員に非正規雇用者を配置しないようにしてください。

【生活支援課・回答】

当市では、平成29年4月1日現在で878の被保護世帯に対し、11人のケース

ワーカーが配置されていますが、平成29年6月1日時点で、893世帯となり、既にケースワーカー一人あたり80世帯を超えておりますので、平成30年度に向けて増員要望を行ってまいります。

また、被保護者に対して、親切、丁寧な対応ができるよう、ケースワーカー研修等の実施により、資質の向上を図っています。

警察官OBの配置は考えていません。

6. 無料低額宿泊所に長期に入所させないでください。

貧困ビジネスとしての宿泊施設への安易な誘導は行なわないでください。無料低額宿泊所は一時宿泊施設であり、長期入所者のないようにしてください。

【生活支援課・回答】

当市では、緊急やむを得ない場合のみ無料低額宿泊所を利用しております。ご指摘のとおり、無料低額宿泊所はあくまで一時的な居所と考えておりますので、被保護者個々の状況を勘案しながら、なるべく早期に居宅設定をし、必要以上の長期入所にならないよう努力をしているところであります。

7. 生活困窮者自立支援法の事業を拡充してください。(町村は除く)

生活困窮者自立支援法が施行され2年が経過し、到達を教えてください。

自立相談支援事業は自治体が直営で行なってください。「水際作戦」とならないように生活保護につなぐべき人につながるようにするなど生存権保障を重視してください。

子どもの学習支援や住宅確保給付金など支援事業を拡充して下さい。

【生活支援課・回答】

当市の生活困窮者自立相談支援機関は市が直営しています。28年度末までに535件の新規相談がありました。窓口を訪れた市民の相談に応じるほか、相談支援員が家庭訪問、関係先への同行なども行い、課題を整理し、相談者の同意のもと生活再建を支援します。住居確保給付金を活用しての就労支援も実施しており、2年間で延べ197人が住居確保給付金を受給しました。なお、相談者のうち一定数の方は生活保護の申請に至っています。

子どもの学習支援事業については29年度からひとり親世帯を対象とする学習支援事業と共同実施することにより対象、人数を拡大しました。

8. 生活福祉資金の活用を周知してください。

生活福祉資金は生活困窮者自立支援法と連携し、総合支援資金と緊急小口資金を効果的に実施することになっています。緊急小口資金(貸付限度額10万円)については、住まいのない離職者、派遣切りなどの失業者、生活に困窮する低所得者、障害者世帯、高齢者などが利用できるよう確実に案内してください。

【生活支援課・回答】

当市では、生活保護を申請後、保護が決定されるまでの間、生活費が不足する方には、社会福祉協議会を紹介し、ご本人と一緒に貸付を受ける手続きをしております。

また、生活困窮者自立支援事業の相談者で貸付を希望する方には社会福祉協議会での相談を案内し、必要な場合は同行するなどの支援も行っています。

このほか、社会福祉協議会と連携して、生活福祉資金を必要とする方が制度を確実に利用できるよう、周知を図っております。

【就学援助】

9. 小学校入学前に就学援助制度が利用できるようにしてください。

今年3月の文科省初等中等教育局長通知で「小学校入学前に就学援助費の支給は可能」となり、要保護児童生徒援助費補助金の単価を引き上げました。小・中学生の「新入児童生徒学用品費」が倍額に近い(小学校入学 20,470 円から 40,600 円、中学校入学 23,550 円から 47,400 円)引き上げられました。これを受け早速栃木県日光市では4月25日から準要保護児童生徒にも同額の支給を開始しています。

この通知を確実に実施できるように、ただちに条例等を改正するなどして制度を拡充してください。2018年度に入学する生徒へは2018年3月に支給できるようにしてください。準要保護児童生徒にも同様に同額を支給してください。

子どもの貧困と格差が問題となっています。憲法26条の「義務教育は無償」に基づく就学援助は大切な制度です。「国民の権利」であることを父母に広く知らせ、子どもの心を痛めない方法で実施してください。

【学校教育課・回答】

今年度から、改正された金額で支給をしています。

また中学校入学の進学学用品費については、すでに平成23年度から前倒し支給を実施しています。小学校についても支給を検討します。

周知等、実施については、留意しています。

以上